



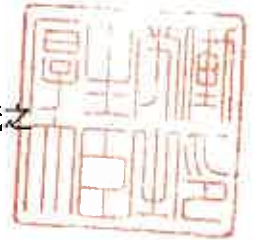
厚生労働省発基1214第3号

令和3年12月14日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正

する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

特別加入の対象となる事業として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づきあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業を新たに規定すること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

第一の事業に係る第二種特別加入保険料率を千分の三とすること。

第三 施行期日等

一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）において、フリーランスとして働く者等の労働者でない者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないところ、第 83 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年 12 月 23 日）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされ、また、新しい資本主義実現会議緊急提言（令和 3 年 11 月 8 日）において「フリーランスの方々が労災保険に加入できるよう、労災保険の特別加入の対象拡大を図る」とされているところである。
- 国民に対する意見募集及び関係団体からのヒアリング及び労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における議論を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業を行う労働者以外の者について、これを特別加入制度の対象とすることとし、関係法令について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 46 条の 17 を改正し、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業」を一人親方等が行う事業として追加する。
- (2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）別表第 5 を改正し、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業」の第 2 種特別加入保険率を 1000 分の 3 と設定する。
- (3) その他、所要の規定の整備を行う。

3 根拠条文

- ・ 労災保険法第 33 条第 3 号
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 14 条第 1 項

4 施行期日

公布日：令和 4 年 3 月上旬（予定）

施行期日：令和 4 年 4 月 1 日